

	頁	該当箇所	誤	正
建築物・集合住宅	建築物編 (基本的考え方) 13	表下 【届出が必要な整備項目の参照基準】	●：バリアフリー～ ◎：バリアフリー～ ○：ユニバーサルデザイン～ ★：ユニバーサルデザイン～	●：バリアフリー～ ◎：バリアフリー～ ○：ユニバーサルデザイン～ ★：ユニバーサルデザイン～ ☆：ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の整備基準
	建築物編 (基本的考え方) 14	「24 集合住宅」 「公共的施設と集合住宅の名称」枠内の注釈	注) 集合住宅に利用居室等・車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設・居住者用集会施設が	注) 集合住宅に利用居室等・車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設・居住者用集会施設がある場合はそこまでの経路が移動等円滑化経路となる。
	建築物編 (基本的考え方) 15	表下 【届出が必要な整備項目の参照基準】	▲：バリアフリー～ ▼：バリアフリー～	▲：バリアフリー～ ▼：バリアフリー～ △：ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準
	建築物編 (集合住宅以外) 71	(ベビーチェア・ベビーベッド) ベビーベッド	●ベビーベッドやおむつ交換の場所については「20 子育て支援環境の整備」を参照する。	●ベビーベッドやおむつ交換の場所については「2.1 子育て支援環境の整備」を参照する。
	建築物編 (集合住宅) 204	点状ブロック等	◇視覚障害者に階段の位置を知らせるためのもの～ ◆点状ブロックは、建築物（集合住宅以外）「4 階段」の～	○視覚障害者に階段の位置を知らせるためのもの～ ○点状ブロックは、建築物（集合住宅以外）「4 階段」の～
道路・公園・公共交通・路外駐車場	公園編 53	表右 整備基準欄	別表第2に定める建築物の遵守基準を準用する。	別表第2に定める建築物の整備基準を準用する。
資料編	資料編 《関連法令等》 1-116	表下	※1 多数の者が利用する便所を設ける場合 ※2 平成18年国土交通省告示第1496号参照（腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房） ※3 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合 ※4 多数の者が利用する駐車場を設ける場合 ※5 平成18年国土交通省令第113号参照（高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS Z8210に適合するもの）） ※6 平成18年国土交通省告示第1491号参照（①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの） ※7 条例14条第2項(5)(対象が限定：階数3で戸数30以上、階数4で戸数20以上、階数5以上の場合)	※1 多数の者が利用する便所を設ける場合 ※2 平成18年国土交通省告示第1496号参照（腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房） ※3 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合 ※4 多数の者が利用する駐車場を設ける場合 ※5 平成18年国土交通省令第113号参照（高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS Z8210に適合するもの）） ※6 平成18年国土交通省告示第1491号参照（①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの） 〔※7 削除〕

	資料編 《関連法令 等》 1-117	建築物特定施設： 「エレベーター及び乗降ロビー」1～8 備考	※7	<u>(※7 削除)</u>
--	-----------------------------	--------------------------------------	----	----------------